

JCB 加盟店契約書（案）

一般社団法人安佐医師会（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）及び株式会社ジェーシービー（以下「丙」という）は、乙及び丙、乙又は丙が提携する会社、組織（以下、乙、丙を除き「カード会社」という）が運営するクレジットカード取引システム（以下「クレジットカード取引システム」という）に基づき、甲が会員（第2条（用語の定義）に定めるものをいう）に対して第2条（用語の定義）に定める信用販売を行うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。なお、本契約は、甲が店頭において顧客と行う取引について適用されるものとし、通信販売、カタログ販売、インターネットによる販売等、店頭取引以外の態様の取引については適用されないものとする。

第1条（表明保証）

1. 甲は、乙及び丙に対して、本契約に基づき信用販売を開始する時点において、以下の(1)(2)(3)のいずれの事項も真実であることを表明し、保証する。
 - (1) 第7条（業務の委託）第2項及び第3項、第9条（信用販売の方法）第1項、第3項及び第6項、第13条（カードの不正利用等）各項、並びに第27条（カードに関する情報等の機密保持）第1項から第11項を遵守するための体制を構築済みであること。
 - (2) 特定商取引に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、また直近5年間に同法による処分を受けていないこと。
 - (3) 消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと、また直近5年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けていないこと。
2. 甲は、前項の表明保証した内容が真実に反すること、又は反するおそれがあることが判明した場合、乙及び丙に対して、直ちにその旨を申告するものとする。
3. 甲は、本契約成立後に本条第1項(1)に定める体制が構築されていないことが判明した場合、若しくは本契約成立後に当該体制を維持できなくなった場合、又は本条第1項(2)若しくは(3)に該当する事由が新たに生じた場合には、乙及び丙に対して、直ちにその旨を申告するものとする。これらのおそれが生じた場合も同様とする。

第2条（用語の定義）

本契約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとする。

1. 「加盟店」とは、クレジットカード取引システムに基づき乙及び丙に加盟を申し込み、乙及び丙が加盟を承諾した個人、法人及び団体をいう。
2. 「会員」とは、カードを正当に所持する者をいう。
3. 「カード発行会社」とは、丙及びカード会社のうち、会員に対してカードを発行する者をいう。
4. 「カード」とは、カード発行会社が会員に発行する、丙所定規格のクレジットカード、デビットカード及びプリペイドカード等（番号、記号、その他の符号を含む）のうち、乙及び丙が指定するものをいう。なお、カードのうち、丙所定の国際標準規格に則ったICチップが搭載されたクレジットカードを「ICカード」という。
5. 「JCB Contactless」とは、クレジットカード取引システムに基づき、乙、丙及びカード会社

- が提供する、IC チップを用いた非接触決済サービスのうち、「JCB Contactless」という名称のものをいう。
6. 「QUICPay」とは、クレジットカード取引システムに基づき、乙、丙及びカード会社が提供する、IC チップを用いた非接触決済サービスのうち、「QUICPay」という名称のものをいう。なお、QUICPay には機能拡張した「QUICPay+」という名称の決済サービス（以下「QUICPay+」という）が含まれるものとする。また、「JCB Contactless」と「QUICPay」を総称して「非接触決済」という。
 7. 「非接触決済カード」とは、JCB Contactless 又は QUICPay による決済が可能な、丙及びカード発行会社所定規格のカード、携帯電話、その他の媒体をいう。非接触決済カードにつき、乙及び丙が甲における取扱いを承諾した場合には、非接触決済カードは、本条第4項に定める「カード」に含まれるものとする。
 8. 「提携ブランドカード会社」とは、カード会社のうち、丙が提携する JCB ブランド以外のブランドカード会社をいう。なお、提携ブランドカード会社は、本契約末尾の表<提携ブランドカード>に記載することとする。
 9. 「提携ブランドカード発行会社」とは、提携ブランドカード会社及び提携ブランドカード会社その他の正当な権限者（以下総称して「提携ブランドカード会社等」という）から発行に関するライセンスを受けた会社、組織（提携ブランドカード会社の関連会社を含む）で、提携ブランドカード会社等所定規格のクレジットカード、デビットカード又はプリペイドカード等を発行する者をいう。提携ブランドカードにつき、乙及び丙が甲における取扱いを承諾した場合には、提携ブランドカード発行会社は、「カード会社」及び第3項に定める「カード発行会社」に含まれるものとする。
 10. 「提携ブランドカード」とは、提携ブランドカード発行会社が発行する、提携ブランドカード会社等所定規格のクレジットカード、デビットカード又はプリペイドカード等をいう。提携ブランドカードにつき、乙及び丙が甲における取扱いを承諾した場合には、提携ブランドカードは、本条第4項に定める「カード」に含まれるものとする。なお、提携ブランドカードの取扱いに関しては、乙及び丙が別途定める特約又は覚書があるものについては、当該特約又は当該覚書が適用されるものとする。
 11. 「提携ブランド非接触決済」とは、提携ブランドカード会社等又は提携ブランドカード会社等が提携する会社が提供する、IC チップを用いた非接触決済サービスをいう。提携ブランド非接触決済につき、乙及び丙が甲における取扱いを承諾した場合には、提携ブランド非接触決済は、本条第6項に定める「非接触決済」に含まれるものとする。
 12. 「提携ブランド非接触決済カード」とは、提携ブランド非接触決済による決済が可能なカード、携帯電話、その他の媒体をいう。前項の提携ブランド非接触決済の取扱いについて乙及び丙が承諾した場合、提携ブランド非接触決済カードは本条10項の「提携ブランドカード」に含まれるものとする。
 13. 「商品等」とは、甲が会員に販売する商品若しくは権利、又は甲が会員に提供する役務をいう。
 14. 「信用販売」とは、会員及び甲が乙、丙及びカード会社所定の手続きを行うことにより、甲が商品等の代金又は対価等を会員から直接受領しない方法により行う、甲の会員に対する商品等の販売又は提供をいう。なお、会員が提示するカードがクレジットカード、デビットカード又はプリペイドカードのいずれであるかを問わない。

15. 「手数料」とは、立替払契約に基づく対価として、乙が甲から受領する手数料をいう。
16. 「立替払金」とは、甲が会員に対する信用販売により取得した売上債権につき、乙が、会員に代わって、立替払いする金員をいう。
17. 「立替払契約」とは、甲の会員に対する個々の売上債権ごとに、甲と乙との間で成立する、乙が甲に対して立替払いする旨の契約をいう。
18. 「オーソリゼーション申請」とは、甲が信用販売を行う際に、事前に丙の承認を得るために行う、カードの信用照会をいう。
19. 「端末機」とは、信用販売において甲が行うべき手続き（オーソリゼーション申請、売上データの送信、売上票の作成など）の一部を処理する機能を有する機器及び情報処理システムをいう。
20. 「非接触決済端末機」とは、端末機のうち、非接触決済カードを取扱うためのリーダライタ等の機器及びアプリケーション等を備えたものをいう。
21. 「IC 対応端末機」とは、IC カードの IC チップに格納された情報（以下「IC 情報」という）を読み取り、IC 情報に基づく決済取引を行うことができる端末機をいう。
22. 「売上票」とは、甲が信用販売を行った場合に乙及び丙所定の様式により作成される、売上日付、金額、加盟店名その他乙及び丙所定の信用販売の内容が記載された書面をいう。
23. 「売上データ」とは、甲が信用販売を行うにあたり、端末機によって作成される、売上票に準じた内容が記録された電磁的データをいう。なお、「売上票」と「売上データ」を併せて「売上票等」という。
24. 「売上票（加盟店控）」とは、甲が信用販売を行った場合に、甲が一時保管するために乙及び丙所定の様式により作成される、「売上票」に準ずる内容が記載された書面又は電磁的データをいう。
25. 「売上票（会員控）」とは、甲が信用販売を行った場合に、会員に交付するために乙及び丙所定の様式により作成される、「売上票」に準ずる内容が記載された書面又は電磁的データをいう。
26. 「日計処理」とは、1 日の営業が終了した後に、甲が行うべき処理で、端末機を使用して行われた取引等の集計処理並びに売上データ及び集計データの乙への送信処理をいう。
27. 「カード番号等」とは、カードを特定するカード番号、並びに、カードの有効期限、暗証番号及びセキュリティコード等（割賦販売法第 3 5 条の 1 6 第 1 項に定める「クレジットカード番号等」を含む）をいう。
28. 「PCIDSS」とは、クレジットカードその他の決済手段にかかる情報、当該決済手段を用いた取引等の保護に関する国際的なデータセキュリティ基準をいう。
29. 「実行計画」とは、クレジットカード取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、甲が遵守することが求められる事項をとりまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含む）であって、その時々における最新のものをいう。なお、最新の実行計画は、一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載されている。（<https://www.j-credit.or.jp/>）
30. 「法人番号」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律」に定める法人番号をいう。

第3条（加盟店）

1. 甲は、信用販売を行う店舗、施設（以下「カード取扱店舗」という）、取扱商品等を指定し、あらかじめ乙及び丙に所定の書面その他乙及び丙が定める方法をもって届け出、乙及び丙の承諾を得るものとする。なお、甲がカード取扱店舗を追加、変更又は取消す場合も同様とする。
2. 甲は、非接触決済等の決済サービスを追加しようとする場合、あらかじめ乙及び丙に所定の書面その他乙及び丙が定める方法をもって届け出、乙及び丙の承諾を得るものとする。甲が決済サービスの変更又は取消す場合も同様とする。
3. 甲は、すべてのカード取扱店舗内外の会員の見やすいところに乙及び丙所定の加盟店標識を掲示するものとする。
4. 甲は、カード発行会社と会員との契約関係、及びクレジットカード取引システムを承認し、カードの普及向上に協力するものとする。甲は、乙、丙又はカード会社よりカードの利用又は販売促進に係る展示物設置等の要請を受けたときは、これに協力するものとする。
5. 乙、丙、又はカード会社は、会員のカード利用促進のために、甲の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に甲の名称及び所在地等を掲載する場合がある。ただし、甲が掲載の取下げを乙及び丙に要望した場合は、乙及び丙は掲載を中止するよう努力するものとする。
6. 甲は、使用する端末機をあらかじめ乙及び丙に届け出、乙及び丙の承諾を得るものとする。なお、端末機の追加、変更及び撤去についても同様とする。また、甲は、非接触決済を取扱う場合、非接触決済端末機をカード取扱店舗に備えるものとする。
7. 甲は、本契約、端末設置会社（端末機の設置に関して甲と契約関係にある会社をいう。以下同じ）が指定する規約及び規定等（操作マニュアル等を含む。以下「端末使用規約」という）並びに端末設置会社の指示に従い、善良な管理者の注意義務をもって、端末機を使用及び保管するものとする。甲は、端末機の設置場所を移動する場合には、あらかじめ端末使用規約に従い、端末設置会社に届出等を行うものとする。
8. 甲は、売上集計表、売上票等、端末機、加盟店標識、及びサービスマーク等（デジタルデータ化されたものを含む）を本契約に定める以外の用途に使用し、若しくは解析してはならないものとし、またこれらを第三者に使用させてはならないものとする。また、甲は、本条第3項の規定に基づく場合を除き、乙、丙又はカード会社の業務に係る名称、商号、商標、標章その他の商品又は営業に関する一切の表示、及び乙、丙又はカード会社の表示と誤認、混同を生じさせる表示を使用しないものとし、乙及び丙が使用を中止若しくは禁止した場合は、異議なくこれに応じるものとする。

第4条（費用負担等）

甲は、加盟店標識、インプリンター等を購入する場合の購入代金、及び端末機の設置、使用、保守に関わる費用を、乙が別途定める方法で支払うものとする。なお、支払われたこれらの費用等は、本契約が終了した場合又は一部の決済サービス（本契約に付随する特約又は覚書に定められるものを含む。以下同じ）の取扱いが終了した場合にも返還されないものとする。

第5条（届出事項の変更）

1. 甲は、加盟申込時、本契約締結時又は本契約締結後に乙及び丙に届け出た事項（氏名・名称又は商号、代表者、本店所在地、電話番号、電子メールアドレス、カード取扱店舗、振込指定金融機関口座、端末機のIC対応状況並びにカード番号等の保持状況等を含むが、それらに限られない）に変更が生じた場合には、直ちに乙及び丙所定の方法により、乙及び丙へ届け出、乙及び丙の承諾を得るものとする。
2. 前項の届け出がないために、乙又は丙からの通知若しくは送付書類が延着し、若しくは到着しなかった場合、又は乙が送金した立替払金が延着し、若しくは着金しなかった場合には、通常到着又は着金すべきときに甲に到着又は着金したものとみなすものとする。
3. 甲が、本契約とは別途、丙又はカード会社との間でカードその他の決済サービスの取扱いに係る加盟店契約を締結している場合には、甲は、以下の事項を承諾するものとする。
 - (1) 甲が本条第1項の変更届出を行っていない場合であっても、甲が丙又はカード会社に届け出た情報に基づいて、乙及び丙が甲から本条第1項の変更届出があったものとして取扱うことがあること。
 - (2) 甲が丙又はカード会社との加盟店契約に基づいて変更届出を行っていない場合であっても、甲が乙及び丙に届け出た情報に基づいて、丙又はカード会社が甲から本条第1項の変更届出があったものとして取扱うことがあること。
4. 本条第1項の届け出がなされていない場合であっても、乙及び丙は、適法且つ適正な方法により取得した加盟店情報に基づき、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、乙及び丙が甲から本条第1項の変更届出があったものとして取扱うことがあることを承諾するものとする。

第6条（地位の譲渡等）

1. 甲は、乙及び丙の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を譲渡し、又は会社分割、合併等の方法で第三者に承継させることができないものとする。
2. 甲は、甲の乙に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとする。
3. 乙（ただし、丙が承諾した場合に限る）又は丙は、本契約上のすべての地位、又は特定の提携ブランドカード取扱いに関する地位を第三者に譲渡することができるものとし、甲はあらかじめこれを承諾するものとする。

第7条（業務の委託）

1. 甲は、乙及び丙の事前の承諾を得ることなく、本契約に基づく信用販売に関する業務の全部又は一部を第三者（以下「業務代行者」という）に委託（業務代行者が別の第三者に再委託するなど、再委託以降の委託が行われる場合を含む。以下同じ）できないものとする。
2. 甲は、乙及び丙から前項に定める承諾を得ようとする場合には、業務代行者が本契約に定める甲のすべての義務及び責任を遵守する能力を有する者であることを確認したうえで、乙及び丙に対して承諾を取得するものとする。乙及び丙は、甲及び業務代行者がPCIDSS等の丙の指定する情報セキュリティ基準を充たすか否か、及びその他不適切な事情がないか等を考慮して、業務委託を承諾するか否か判断するものとする。
3. 乙及び丙が業務委託を承諾した場合、甲は以下の各号に定める義務を遵守するものとし、こ

れらを遵守できない場合には直ちに業務委託を取り止め、又は業務代行者を変更するものとする。

(1) 乙又は丙が業務委託の承諾に条件を付した場合、当該条件を維持すること。

(2) 本契約に定める甲のすべての義務及び責任（第11条（加盟店の義務、禁止行為等）第1項及び第27条（カードに関する情報等の機密保持）に定める義務を含むが、それらに限られない）を業務代行者に遵守させること。

(3) 甲と業務代行者との間の委託契約において、以下の各号に定める事項を規定したうえで、これらを業務代行者に遵守させること。

① カード番号等につき第27条（カードに関する情報等の機密保持）第1項に定める漏洩等若しくは目的外利用の事実が判明し、又はそれらのおそれが生じた場合、同条各項に準じて、業務代行者は直ちに甲、乙及び丙に対してその旨を連絡するとともに、事実関係や発生原因等に関する調査並びに、二次被害及び再発を防止するための計画の策定及び実施を行い、その結果を甲、乙及び丙に報告すること。

② 甲、乙及び丙が、業務代行者に対し、カード番号等の取扱いに関して第19条（調査協力、資料の提出等）各項に定める調査権限と同等の権限を有すること。

③ 業務代行者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合その他本契約に基づき業務委託を取り止め、又は業務代行者の変更を行う必要がある場合には、甲は、必要に応じて当該業務代行者との委託契約を解除することができること。

4. 前項により乙及び丙が業務委託を承諾した場合においても、甲は本契約に定めるすべての義務及び責任について免れないものとする。また、業務代行者が委託業務に関連して乙、丙又はカード会社に損害を与えた場合、甲は業務代行者と連帯して乙、丙及びカード会社の損害を賠償するものとする。

5. 甲は、業務代行者を変更する場合には、事前に乙及び丙に申し出、乙及び丙の承諾を得るものとする。

6. 乙及び丙は、本契約に基づいて行う業務の全部又は一部を、甲の承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとする。

第8条（信用販売）

1. 甲は、会員からカード提示による信用販売を求められた場合、本契約に従い、正当且つ適法な商行為に則り、カード取扱店舗において会員に対し信用販売を行うものとする。

2. 甲が取扱うことができる支払区分は、本契約末尾の表＜締切日・支払日＞に記載の支払区分、その他乙及び丙が特に認めた方法のうち、乙及び丙が承諾した支払区分で取扱うことができる。

3. 前項の規定に関わらず、甲は、カード発行会社と会員との契約に基づき、一部の支払区分の取扱いができない場合があることを承諾する。

4. 本条第1項の規定に関わらず、甲は、カード発行会社の判断により、当該カード発行会社の発行したカードでの信用販売ができない場合があることを承諾する。

5. 甲は、非接触決済端末機のうち、QUICPay+に対応していないものは、非接触決済のうち丙所定のものによる信用販売を取扱うことができないものとする。また、非接触決済の1回あたりの利用限度額（税金、送料等を含み、以下「利用限度額」という）は、丙又はカード会社が

別途指定した金額とし、甲はこれを超えた金額での取扱いができないことをあらかじめ承諾するものとする。

第9条（信用販売の方法）

1. 甲は、カードの取扱いにあたり、以下の各号の手続き（各手続きの詳細は、カードの種類等に応じて本契約末尾の表＜信用販売の方法＞に記載する）により信用販売を行うものとする。
なお、オーソリゼーション申請により丙の承認を取得した場合は、直ちに売上処理を完了させることとする。
 - (1) カードの有効性確認
 - (2) オーソリゼーション申請
 - (3) 売上票等の作成
 - (4) 署名又は暗証番号の入力
 - (5) 売上票（会員控）の作成・交付
 - (6) 端末機の日計処理/売上票等の乙への送付等
2. 甲は、会員からカード提示による信用販売を求められた場合、乙及び丙が承諾した場合を除き、その全件について、信用販売を行う前にオーソリゼーション申請を行い、当該信用販売に係る丙の承認を得るものとし、丙の承認が得られなかった場合、当該信用販売を行ってはならないものとする。また、丙の承認取得後に、会員が甲との取引の申込みを撤回するなどして、信用販売に至らなかった場合には、甲は、直ちに、丙所定の方法によりオーソリゼーション申請を取り消すものとする。なお、オーソリゼーション申請による丙の承認は当該カードの有効性のみを保証するものであり、当該信用販売の申込者が会員本人であることを保証するものではないことを、甲は承諾するものとする。
3. 甲は、乙及び丙が承諾した場合を除き全ての取引において、端末使用規約に従って、IC 対応端末機（なお、非接触決済においては非接触決済端末機）を使用して信用販売を行うものとする。また、故障や通信障害等により端末機が使用できない場合には、非接触決済を除くすべての信用販売につき、その都度事前に丙へ電話連絡をして承認を取得し、本契約末尾の表＜信用販売の方法＞により信用販売を行うものとする。なお、故障や通信障害等により非接触決済端末機を使用できない場合には、非接触決済による信用販売を行うことができないものとする。
4. 甲は、本条第1項に基づき会員から取得する署名を電子化する場合、丙が別途定める特約に従うものとする。
5. 前項の規定及び本契約末尾の表＜信用販売の方法＞に関わらず、乙及び丙が別途信用販売の方法を指定し、甲に通知した場合には、甲は指定された方法により信用販売を行うものとする。
6. 甲は、本条第1項から前項までに定める手続きの履行、及びカード提示者がカード名義人本人であることの確認を、実行計画に従い、善良な管理者の注意義務をもって行うものとする。
なお、甲は、以下に定める事由が存在するにも関わらず信用販売を行った場合、善良な管理者の注意義務に違反する信用販売に当たること、及び善良な管理者の注意義務に違反する信用販売はこれらの場合には限定されないことを確認する。
 - (1) カードを提示し信用販売を求めた者とカードの名義人の氏名、性別が異なる場合

- (2) 信用販売を求めた者が、名義人が異なる複数のカードを提示した場合
7. 甲は、割賦販売法の適用となる信用販売を行った場合又は会員からの求めがあった場合は、遅滞なく、同法第30条の2の3第4項又は同条第5項及びそれらの施行規則に定める事項等を記載した書面（割賦販売法により認められる場合には電磁的データ）を会員に交付するものとする。
 8. 1つの売上票等に記載できる売上金額は、会員に対する商品・権利の販売又は役務の提供に係る単一の契約の売上代金額（税金、送料を含む）のみとし、現金の立替え、及び過去の売掛金の精算等に係る金額を含めることはできないものとする。また、通常1件の売上として処理されるべきものを日付の変更、金額の分割等により売上票等を複数にすること、及び売上票等の金額訂正はできないものとする。

第10条（売上票等の作成、保管及び提出等）

1. 甲は、端末使用規約に従って端末機を使用し、売上データを作成するものとする。また、乙及び丙が事前に承諾した場合を除き、乙及び丙所定の方法・用紙により、売上票、売上票（会員控）、売上票（加盟店控）、及び売上集計表を作成するものとする。
2. 甲が、同一の会員について、複数回、商品等の販売又は提供を行い、それぞれについてオーソリゼーション申請による丙の承認を得て信用販売を行う場合、甲は、それぞれについて前条及び本条に基づき、売上票の作成・送付及び売上データの作成・送信を行う必要があり、複数の取引を合算して売上処理をしてはならないものとする。
3. 甲は、会員に対し、売上票及び売上票（加盟店控）に、乙及び丙所定の項目以外の一切の記載を求めてはならないものとする。
4. 甲は、信用販売（非接触決済を除く）において端末機で作成された売上票を、最低でも月に1回、端末設置会社の指示に基づき、伝票保管センターに送付するものとする。ただし、端末機による売上データ送信が行われない場合は、信用販売日から原則として1週間以内に、当該信用販売の売上票を支払区分ごとに取りまとめ、乙及び丙所定の売上集計表に添付して乙に送付するものとする。
5. 甲は、原則として信用販売を行った日のうちに、端末使用規約並びに乙及び丙所定の方法により、当該信用販売の売上データを乙に送信するものとする。
6. 甲は、乙から第15条（手数料及び支払い）に基づき個々の信用販売に係る立替払金の支払いを受けるまで、第27条（カードに関する情報等の機密保持）に従って、当該信用販売に係る売上票（加盟店控）を保管するものとする。
7. 甲は、売上票等を未だ乙に送付又は送信していない場合において乙が甲に対して売上票等の送付又は送信を請求した場合、直ちに、乙に対して売上票等を送付又は送信するものとする。また、甲が売上票等を乙に送付又は送信したか否かに関わらず、乙が甲に対して売上票（加盟店控）の送付を請求した場合（ただし、甲が次項に基づき売上票（加盟店控）を破棄した場合はこの限りではない）、当該請求から7日以内に、これを乙に提出するものとする。
8. 甲は、乙から個々の信用販売に係る立替払金の支払いを受けたときは、速やかに、カード番号等、会員の氏名その他のカード取引及び会員に関する情報が漏洩するおそれのない方法で、当該信用販売に係る売上票（加盟店控）を破棄し、保管しないものとする。また、甲は、第9条（信用販売の方法）第1項に基づき会員に対して売上票（会員控）を交付した際に、会員

から受取りを拒否された場合は、速やかに、同様の方法で破棄するものとする。

8. 甲は、売上票等、売上票（加盟店控）及び売上票（会員控）を、第三者に譲渡できないものとする。

第11条（加盟店の義務、禁止行為等）

1. 甲は、個人情報保護に関する法律、割賦販売法、資金決済に関する法律、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の関連諸法令を遵守して、信用販売を行うものとする。
2. 甲は、有効なカードを提示した会員に対し信用販売を拒絶し、又は現金払いや他社の発行するクレジットカードその他の決済手段の利用を求めてはならないものとする。また、甲は、会員に対し、現金払いその他の決済手段を利用する顧客と異なる金額を請求したり、カードの取扱いに本契約に定める以外の制限を設ける等、会員に不利となる差別的取扱いを行わないものとする。
3. 甲は、以下に定める内容の取引に関して、信用販売を行わないものとする。
 - (1) 公序良俗違反の取引
 - (2) 銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）その他の法令において禁止された商品等の取引
 - (3) 特定商取引に関する法律その他の法令に違反する取引
 - (4) 消費者契約法第4条の規定に基づき取消しが可能である取引
 - (5) 乙又は丙が会員の利益の保護に欠けると判断する取引
 - (6) 会員が遵守すべき規約等に違反して行おうとする取引
 - (7) 会員又はその関係者が商品等を換金すること、又はその目的があることを知っていながら行う取引
 - (8) 第三者の権利（著作権、肖像権、商標権その他の知的財産権を含む）を侵害する取引
 - (9) 甲、乙、丙若しくはカード会社と会員との間に紛議が発生するおそれ、不正利用が発生するおそれ、又は乙若しくは丙の信用が毀損されるおそれがあると、乙又は丙が判断する取引であって、乙又は丙が本契約締結時又は締結後に指定した取引、並びに乙又は丙が指定していない場合であっても、それらのおそれがあると客観的・一般的に認められる取引
 - (10) その他乙又は丙が不適当と判断する取引
4. 甲は、商品等の販売又は提供を行うために行政機関からの許認可の取得、行政機関への登録又は届出等（以下「許認可取得等」という）が必要な取引に関して信用販売を行おうとする場合には、許認可取得等を行っていることを証明する関連書類をあらかじめ乙及び丙に提出したうえで、当該商品等を信用販売することについて、乙及び丙の事前の承諾を得るものとする。また、甲は当該許認可若しくは登録を取り消され、又は停止されるなどした場合には、直ちにその旨を乙及び丙に通知し、当該商品等の信用販売を行わないものとする。
5. 甲は、現金（外国通貨を含む）、商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券その他有価証券の売買等（電子マネー又はプリペイドカードのチャージ等を含む）の決済手段として、カードを取扱ってはならないものとする。ただし、乙及び丙が個別に承諾した場合にはこの

限りではないものとする。

6. 甲は、以下の各号の行為を行ってはならないものとする。甲の代表者、役員又は従業員が発行を受けたカードが、カード取扱店舗において用いられた場合、甲は、乙又は丙がカード取扱状況の説明を求めたときは、当該カード取引が(2)に該当しないことを証明しなければならないものとする。
 - (1) 自らが発行を受けたカードを、自らのカード取扱店舗において用いる行為
 - (2) 商品等の売買又は役務の提供の実態がないにもかかわらず、信用販売を装い、カードを取扱う行為
 - (3) 次の①又は②の行為、その他会員が現金を取得することを目的として、カードを取扱う行為
 - ① 商品・権利の販売、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価により信用販売を行い、会員に対して、現金又は現金に類似するものを交付する行為
 - ② 甲が会員から商品・権利を買い戻すことを前提として、又は会員が当該商品・権利を第三者に転売して現金化する目的があることを知って、会員に対して、当該商品・権利を信用販売する行為
 - (4) 第三者の会員に対する売上債権につき、乙に立替払いさせる目的で、カードを取扱う行為（会員の認識の有無を問わない）
7. 甲は、以下の場合には、自己の責任と費用をもって対処し、解決にあたるものとする。
 - (1) 会員から信用販売又は商品等に関し、苦情又は相談を受けた場合
 - (2) 甲と会員との間において紛議が生じた場合
 - (3) 会員又は関係省庁その他の行政機関等から本条第3項の取引に該当する旨又は法令に違反する取引である旨の指摘又は指導等を受けた場合
8. 甲は、端末機及びそこに蓄積されているデータの破壊、分解、又は解析等を行ってはならず、また、いかなる理由があっても、端末機の改変又は解析を行い、あるいは、このような行為に加担、協力してはならないものとする。

第12条（商品等の引渡し）

1. 甲は、信用販売を行った場合、会員に対し、直ちに商品等を引渡し、又は提供するものとする。
2. 前項に関わらず、甲が商品等の全部の引渡し又は提供を行う前に第10条（売上票等の作成、保管及び提出等）に基づき売上票等の作成及び提出等を行うことにより、商品等の代金の前払いを受ける事業を行おうとする場合には、商品等の引渡し又は提供の方法や時期等に関しあらかじめ乙及び丙に申し出、乙及び丙の書面による承諾を得るものとする。
3. 甲は、前項に基づき、信用販売を行ったときに直ちに商品等の引渡し又は提供を行わない場合には、会員に書面をもって商品等の引渡し又は提供の時期等を通知するものとする。

第13条（カードの不正利用等）

1. 甲は、乙又は丙から特定のカードを無効とする旨の通知を受けた場合、その通知によって無効とされたカードの提示者に対しては信用販売を行わないものとし、直ちにその事実を乙又は丙に連絡するものとする。また、その場合、甲は、当該カード（携帯電話その他の端末を

- 除く)を保管するよう努力するものとする。
2. 甲は、次の各号の事由に該当する場合には、カード提示者に対し信用販売を行わないものとし、直ちにその事実を乙又は丙に連絡するものとする。また、その場合、甲は、当該カード(携帯電話その他の端末を除く)を保管するよう努力するものとする。
 - (1) 提示されたカードから認識される情報と、乙又は丙から提供を受ける情報とが整合しないとき
 - (2) 提示されたカードから認識される情報と、提示者の性別・カード名義・カード発行会社・カード番号等の事項に整合しないものがあるとき
 - (3) 同一人から異なる名義のカードが提示されたとき、一度に大量の会員が来店し多数のカードが提示されたとき、及び日常の取引から判断して異常な数量又は金額の購入の申込がなされたときなど、カードが不審な方法で提示されたとき
 - (4) 提示されたカードが、無効なものであるとき、及び乙又は丙があらかじめ通知した偽造、変造等がなされたカードに該当すると思われるとき
 - (5) 明らかに偽造、変造、模造又は破損と判断できるカードを提示されたとき
 3. 万が一、甲が前二項に違反して信用販売を行った場合、甲は当該代金全額について一切の責任を負うものとする。
 4. 甲は、信用販売につきカードの不正利用がなされた場合であって、当該事象の発生が複数回に及ぶなど割賦販売法及び実行計画の趣旨に鑑みて必要性が認められる場合には、その必要性に応じて、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要且つ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとする。
 5. 甲は、前項の場合、直ちにその旨を乙及び丙に対して報告するとともに、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールを報告するものとする。

第14条 (立替払)

1. 乙は、甲が会員に対する信用販売により取得した売上債権につき、本条第2項に基づき立替払契約が成立したものについて、本契約に基づき、会員に代わって立替払いするものとする。
2. 甲と乙との間の立替払契約は、第10条(売上票等の作成、保管及び提出等)第5項に基づき売上データが乙に到着した売上債権について(ただし、甲が端末機を使用せずに信用販売を行った場合は、同条第4項第2文に基づいて売上票が乙に到着した売上債権について)、当該到着日に成立して、その効力が発生し、同時に会員に対する乙の求償権が発生するものとする。
3. 甲は、第9条(信用販売の方法)第1項に基づき信用販売の手続きを完了した場合は、乙が甲に対する立替払いを完了したか否かを問わず、会員に対して商品等の代金を直接請求する権利を行使しないものとする。ただし、甲が会員からの申し出に基づき第16条(信用販売の取消し)に定める立替払契約の取消しを行った場合、又は乙が第20条(立替払契約の取消し又は解除等)に基づき立替払契約の取消し・解除を行った場合であって、甲が会員に対して商品等の代金を請求する適法且つ正当な権利が認められる場合はこの限りではない。

第15条（手数料及び支払い）

1. 甲が支払う立替払いに関わる手数料は、立替払契約の効力が発生した売上債権を丙が別途定める種類ごとに合計した金額に、本契約末尾の表＜手数料＞記載の手数料を各々乗じ、各々円未満を四捨五入した金額の合計額とするものとする。
2. 乙の甲に対する立替払金の支払いは、本契約末尾の表＜締切日・支払日＞の定めに従い、その種類に応じて、締切日ごとに乙が集計を行い、当該集計の対象となった売上債権について、支払日に当該売上債権総額より前項の手数料を差し引いた金額を甲指定の金融機関口座に振込むことにより行うものとする。ただし、乙が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとする。なお、応当日の15日が金融機関休業日の場合には翌営業日、月末が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とする。また、金融機関のシステム障害その他の不可抗力による場合は、乙は立替払金の支払いが遅延したことにより、遅延損害金の支払義務その他の義務を負わない。
3. 前項に関わらず、甲が指定する金融機関口座の名義人が、甲の名義（商号その他の正式名称を指す）と一致しない場合、乙が当該口座への振込みを過去に行ったことがあるか否かに関わらず、乙は当該口座への振込みを行わないことができ、甲に対して、振込口座の変更を求めることができるものとする。なお、この場合、乙は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。
4. ショッピング2回払いの方法による信用販売に係る立替払金については、本契約末尾の表＜締切日・支払日＞に定める方法で支払うものとする。
5. ボーナス1回払いの方法による信用販売に係る立替払金については、本契約末尾の表＜締切日・支払日＞に定める方法で支払うものとする。
6. 乙の甲に対する立替払金の支払いは、乙が甲に対して直接支払うか、又は乙が指定し、事前に甲に通知した乙及び丙所定の会社が立替払いするものとする。甲は、乙が乙及び丙所定の会社に甲への立替払いを委託することを承諾する。
7. 乙又は丙に甲に対する債権がある場合には、乙は本条第2項により支払う立替払金から当該債権の金額を差し引けるものとする。また、甲から乙又は丙に対して立替払金以外の債権がある場合には、乙は本条第2項により支払う立替払金と当該債権の金額を合算して支払うことができるものとする。

第16条（信用販売の取消し）

1. 甲が、信用販売の取消しを行おうとする場合には、直ちに、以下の各号の手続き（各手続きの詳細は、カードの種類等に応じて本契約末尾の表＜信用販売の取消方法＞に記載する）を行うものとし、乙の事前の承諾なく、本項に定める方法以外の方法で（返金対応を含む）、信用販売の取消しを行ってはならないものとする。この場合、乙は第14条（立替払）第2項に準じて処理するものとする。
 - (1) オーソリゼーション申請の取消し
 - (2) 取消用の売上票等の作成
 - (3) 取消用の売上票等の送付等
2. 前項に関わらず、乙又は丙は、合理的な理由がある場合は、甲による信用販売の取消しを、事後的に拒絶することができるものとする。

3. 甲は、本条第1項により立替払契約を取消した売上債権の立替払金が支払い済みの場合には、直ちにこれを返還するものとする。また、この場合、乙は当該立替払金を次回以降に甲に対して支払う支払金から差し引くことができるものとする。

第17条（商品の所有権）

1. 甲が会員に信用販売を行った商品の所有権は、当該売上債権に係る立替払契約が成立したときに乙に移転するものとする。ただし、第16条（信用販売の取消し）又は第20条（立替払契約の取消し又は解除等）により立替払契約が取消し又は解除された場合、売上債権に係る商品の所有権は、立替払金が未払いのときは直ちに、支払い済みのときは甲が当該立替払金を乙に返還したときに、甲に戻るものとする。
2. 甲が、偽造カードの使用、カードの第三者使用等により会員以外の者に対して誤って信用販売を行った場合であっても、甲と乙との間に立替払契約が成立した場合には、信用販売を行った商品の所有権は乙に帰属するものとする。なお、この場合にも前項ただし書の規定を準用するものとする。

第18条（支払停止の抗弁等）

1. 会員が商品等に関する売上債権について割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を、乙、丙又はカード会社に申し出た場合、甲は直ちにその抗弁事由の解消につとめるものとする。
2. 前項に該当する場合の立替払金の支払いは以下のとおりとする。
 - (1) 当該立替払金が支払い前の場合には、乙は当該立替払金の支払いを保留又は拒絶することができるものとする。
 - (2) 当該立替払金が支払い済みの場合には、甲は乙に対し当該立替払金を直ちに返還するものとする。また、乙は当該立替払金を次回以降に甲に対して支払う立替払金から差し引けるものとする。
 - (3) 当該抗弁事由が解消した場合には、乙は甲に当該立替払金を支払うものとする。なお、この場合には、乙は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。
3. 会員と甲との間に第11条（加盟店の義務、禁止行為等）第7項に定める紛議が生じ、会員が信用販売代金の支払いを拒んだときの立替払金の支払いについても、前項を準用するものとする。

第19条（調査協力、資料の提出等）

1. 甲は、以下の場合には、甲の費用負担で、乙又は丙からの求めに応じ、①カードの使用状況、②甲によるカードの取扱い状況、③カードの提示者に関する事項、④甲が会員に対して販売又は提供した商品等の具体的な内容及び態様その他信用販売の内容、及び⑤甲が信用販売により取得した売上債権に係る、又は会員からの申し出若しくは行政機関等からの指摘等に係るその他の事項について、乙又は丙の調査に速やかに協力しなければならないものとする。
 - (1) 会員が乙、丙又はカード会社に対して、商品等に係る代金の支払いに関して、前条第1項に定める支払停止の抗弁を申し出た場合
 - (2) 乙、丙又はカード会社が、会員から信用販売又は商品等に関し、苦情又は相談を受けた場

合

- (3) 前2号のほか、甲と会員との間において紛議が生じた場合
 - (4) 会員又は関係省庁その他の行政機関等から第11条（加盟店の義務、禁止行為等）第3項の取引に該当する旨若しくは法令に違反する取引である旨の指摘又は指導等を受けた場合、又はそのおそれがあると乙若しくは丙が認めた場合
 - (5) 紛失したカード、盗難カード、又は偽造・変造カードが甲において使用されるなどの不正利用が行われ、又はそのおそれがある場合
 - (6) 甲と乙との間の立替払契約の対象となった売上債権について、第20条（立替払契約の取消し又は解除等）第1項((7)、(9)及び(10)を除く)のいずれかに該当する疑いがあると乙が認めた場合
 - (7) 甲が本契約に違反し、又はそのおそれがある場合
 - (8) 割賦販売法その他の関連諸法令に基づき調査を行う必要がある場合
 - (9) 上記各号に準じ、乙又は丙が必要と判断した場合
2. 前項の調査にあたって、乙及び丙が甲に対して求めた場合、甲は、乙又は丙に対して、以下の資料等を7日以内に提出するものとする。
- (1) 信用販売に係る商品等の明細（個々の商品等の名称、数量、販売額の判明する帳票）
 - (2) パンフレット・説明書その他会員に対する勧誘に用いた資料
 - (3) 商品等の内容を説明する資料
 - (4) 商品等の仕入れに関する証跡及び会員作成に係る受領書等
 - (5) 商品・権利の販売又は役務の提供を行うに際して甲が作成した書類・記録
 - (6) その他当該調査を行うにあたって乙又は丙が必要と判断する資料
3. 甲は、乙又は丙が、会員からの申し出に基づいて前二項の調査を行う場合、又は本条第1項(4)に該当するなどし、乙又は丙が割賦販売法その他の諸法令に基づき調査を行う場合、その他乙又は丙が甲から会員の個人情報等を受領することについて正当な理由がある場合、会員等に対する守秘義務又は個人情報の保護に関する法律等を理由として、前2項の調査協力及び資料の提出を拒否してはならないものとする。
4. 甲は、乙又は丙が求めた場合、速やかに、計算書類等（甲が会社の場合には、会社法に定める計算書類、事業報告及びこれらの付属明細書、又はこれに準ずるものをいう）、その他甲の事業内容、資産内容及び決算内容に関する資料を開示するものとする。
5. 甲は、前4項の義務を履行するため、甲の責任において各項記載の書類等を5年間保管するものとする。
6. 甲は、乙又は丙が別途請求した場合は、乙又は丙が別途指定した事項を報告するものとする。
7. 甲は、本条第1項(5)に該当する場合で、乙又は丙から指示があったとき、又は甲が必要と判断したときは、甲が所在する所轄警察署等へ本条第1項(5)のカードによる売上等に関する被害届を提出するものとする。

第20条（立替払契約の取消し又は解除等）

1. 乙は、甲と乙との間の立替払契約の対象となった売上債権について、以下のいずれかの事由が生じた場合、第9条（信用販売の方法）第2項に基づき甲が丙の承認を取得したか否かに関わらず、立替払契約を締結せず、又は取消し、若しくは解除できるものとする。なお、(1)、

- (2)、(3)、(4)、(5)、(7)、(9)又は(12)の事由が生じた場合にあっては、当該事由が生じたことにつき甲に故意又は過失その他帰責性があったか否かを問わず、乙は立替払契約を締結せず、又は取消し、若しくは解除できるものとする。
- (1) 売上票等が正当なものでないとき
- (2) 売上票等の記載内容が不実不備であるとき
- (3) 他の者の債権を取得して、又は他の者に代わって乙に立替払請求したとき
- (4) 信用販売を行った日から61日以上経過して（ボーナス1回払いの方法による売上債権については、信用販売を行った日から61日以上経過したか、又は本契約末尾の表<締切日・支払日>の取扱期間に対応する締切日に遅れて。）当該売上債権に係る売上票（ただし、甲が端末機を使用して売上データを送信する場合にあっては、売上データ。売上票の到着は基準とならない）が乙に到着したとき
- (5) 甲が第9条（信用販売の方法）各項及び本契約末尾の表<信用販売の方法>の規定に定める手続きによらず信用販売を行ったとき
- (6) 甲が第13条（カードの不正利用等）の規定に違反して信用販売を行ったとき
- (7) 第11条（加盟店の義務、禁止行為等）第7項に定める紛議又は第18条（支払停止の抗弁等）第1項に定める抗弁事由が、立替払契約の成立日より60日を経過しても解消しないとき
- (8) 甲が第8条（信用販売）第1項、又は第11条（加盟店の義務、禁止行為等）第1項から第6項に違反する信用販売を行ったとき
- (9) 甲が第10条（売上票等の作成、保管及び提出等）第7項に従って、売上票等又は売上票（加盟店控）を期限内に乙に提出しなかったとき
- (10) 甲が第19条（調査協力、資料の提出等）の規定に違反したとき
- (11) その他甲が本契約又は本契約に付随する特約若しくは覚書がある場合には当該特約又は当該覚書に違反したとき
- (12) 信用販売が、行政機関若しくはこれに準じた組織・団体の推奨するセキュリティ水準、又は国際的な標準的セキュリティ水準に適合しない方法で行われた場合であって、当該信用販売に係るカード利用代金について、会員が不正取引であることを主張したとき
- (13) 甲が、提示されたクレジットカードがICカード又はICカードを元に偽造された磁気カードであるにも関わらず、IC取引（IC対応端末機によりIC情報を読み取る方法により第9条（信用販売の方法）所定の手続きを行う取引をいう）以外の方法で信用販売を行った場合において、会員が自己の利用によるものではない旨を申し出たとき
2. 前項に該当した場合、乙は甲に対し、乙所定の方法により通知するものとする。また、取消し又は解除の対象となった立替払契約の立替払金を既に受領している場合には、甲は、直ちにこれを返還するものとする。また、この場合、乙は当該立替払金を次回以降に甲に対して支払う支払金から差し引くことができるものとする。
3. 乙が、前条第1項(6)、第2項及び第3項に基づく調査を行う場合、乙は当該調査が完了するまで立替払金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、立替払契約を取消し又は解除することができるものとする。なお、甲は売上票、商品等の受領書、明細等を提出する等、乙又は丙の調査に協力するもの

とする。調査が完了し、乙が当該立替払金の支払いを相当と認めた場合には、乙は甲に当該立替払金を支払うものとする。なお、この場合には、乙は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

4. 本条第1項に定める取消し又は解除事由は、法令等の変更、カード決済に係る国際的な標準的ルールの変更、犯罪の高度化及びそれに対応するためのセキュリティ対策の強化の必要性その他の諸事情により、変更又は追加されることがあることを、甲はあらかじめ承諾するものとする。

第21条（差押等の場合の処理）

本契約に基づき甲が乙に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、乙は当該債権を乙所定の手続きに従って処理するものとし、乙は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

第22条（情報の収集及び利用等）

1. 甲及びその代表者（以下「甲等」と総称する）は、乙及び丙が本項(1)に定める甲等の情報（以下「加盟店情報」という）のうち個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意する。

(1) 本契約（加盟申込みを含む。以下同じ）を含む乙又は丙と甲等の間の加盟申込審査（決済サービスの追加申込審査を含む。以下同じ）、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査並びにカード及びギフトカード等利用促進にかかわる業務のために、以下の①から⑩の加盟店情報を収集、利用すること。

- ① 甲等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス、口座情報、法人番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等甲等が加盟申込時及び変更届け時に届け出た事項
- ② 加盟申込日、加盟日（決済サービスを追加した日を含む）、端末機の識別番号、取扱商品等、販売形態、業種等の甲等と乙又は丙の取引に関する事項
- ③ 甲のカードの取扱い状況（オーソリゼーション申請に係る情報を含む）
- ④ 乙又は丙が収集した甲等のカード利用履歴（甲等がカード等の保有者としてカード等を利用して商品等の購入等を行った履歴をいう）
- ⑤ 甲等の営業許可証等の確認書類の記載事項
- ⑥ 乙又は丙が適正且つ適法な方法で収集した登記簿、住民票等、公的機関が発行する書類又は公表する情報に記載又は記録された事項
- ⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
- ⑧ 乙又は丙が加盟又は決済サービスの追加を認めなかった場合、その事実及び理由
- ⑨ 割賦販売法第35条の3の5及び割賦販売法第35条の3の20における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実並びに調査の内容及び調査事項
- ⑩ 割賦販売法に基づき同施行規則第60条第2号イ又は同3号の規定による調査を行った事実及び事項

- ⑪ 個別信用購入あっせん業者又は包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事項
 - ⑫ 会員から乙、丙又はカード会社に申し出のあった苦情の内容及び当該内容について、乙、丙又はカード会社が、会員及びその他の関係者から調査収集した情報
 - ⑬ 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）及び当該内容について、加盟店信用情報機関（甲等に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）及び加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報
 - ⑭ 乙、丙又は加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）
- (2) 以下の目的のために、前号①から⑦の加盟店情報を利用すること。ただし、甲等が本号②に定める営業案内について中止を申し出た場合、乙及び丙は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとする（中止の申し出は乙お問い合わせ窓口へ連絡するものとする）。
- ① 乙又は丙が本契約又は本契約に付随する特約若しくは覚書に基づいて行う業務
 - ② 宣伝物の送付等乙、丙、カード会社又は他の加盟店等の営業案内
 - ③ 乙又は丙のクレジットカード事業その他乙又は丙の事業（乙又は丙定款記載の事業をいう）における新商品、新機能、新サービス等の開発
- (3) 本契約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①から⑭の加盟店情報を当該委託先に預託すること。
2. 甲等は、前項(1)①から⑭の加盟店情報のうち個人情報を、カード会社のうち、丙と加盟店情報に関して提携したカード会社（以下「提携会社」という）が、加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査並びにカード及びギフトカード等の利用促進に関わる業務のために、共同利用することに同意する。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者は丙とする。（提携会社は次のホームページに記載のとおりとする。
- <https://www.jcb.co.jp/merchant/privacy/>
- 3・甲等は、本条第1項(1)①から⑦の加盟店情報のうち個人情報を、丙が加盟店情報の提供に関する契約を締結した会社、組織（以下「共同利用会社」という）が、共同利用会社のサービス提供等のために、共同利用することに同意する。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者は丙とする。（共同利用会社は、本契約末尾又は本条第2項記載のホームページに記載のとおりとする）
4. 甲等は、加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、乙、丙、提携会社、及び共同利用会社が、本条第1項から第3項に定める目的、その他各社の業務のために、必要な保護措置をとったうえで、取扱うことに同意する。

第23条（加盟店信用情報機関の利用及び登録）

1. 甲等は、加盟店情報につき、乙、丙又はカード会社が利用、登録する加盟店信用情報機関について以下のとおり同意する。（加盟店信用情報機関は本契約末尾又は次のホームページに記載のとおりとする。<https://www.jcb.co.jp/privacyPolicy.html>）
- (1) 加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の

履行及び取引継続に係る審査のために、乙、丙又はカード会社が加盟する加盟店信用情報機関（以下「加盟信用情報機関」という）に照会し、甲等に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること。

(2) 加盟信用情報機関所定の甲に関する情報（以下「登録加盟店情報」という）が、加盟信用情報機関に登録され、当該機関の加盟会員が加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査のためにこれを利用すること。

(3) 登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための加盟申込審査、加盟後の管理、並びに加盟店情報正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること。

2. 乙又は丙が加盟する加盟信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、本契約末尾又は本条第1項記載のホームページに記載のとおりとする。なお、乙又は丙が新たに加盟信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し、又は本条第1項記載のホームページに記載するものとする。

第24条（加盟店情報の開示、訂正、削除）

1. 甲等のうち、その代表者は、乙、丙、加盟信用情報機関及び提携会社に対して、当該会社及び機関がそれぞれ保有する代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができる。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとするものとする。

(1) 乙、丙及び提携会社への開示請求：乙お問い合わせ窓口へ

(2) 加盟信用情報機関への開示請求：本契約末尾又は前条第1項記載のホームページに記載の各加盟信用情報機関へ

2. 万が一、登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、乙及び丙は速やかに訂正又は削除に応じるものとする。

第25条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）

乙及び丙は、甲等が第22条（情報の収集及び利用等）から第24条（加盟店情報の開示、訂正、削除）に定める加盟店情報について承諾できない場合には、決済サービスの追加を断ることや、解約又は決済サービスの一部の取扱いの終了の手続きをとることができる。なお、第22条（情報の収集及び利用等）第1項(2)②に定める個人情報を利用した営業案内に対する中止の申し出があっても、決済サービスの追加を断ることや解約又は決済サービスの取扱いの一部の終了の手続きをとらないものとする。

第26条（契約終了後の加盟店情報の利用）

乙及び丙は、本契約終了後又は決済サービスの一部の取扱いの終了後も業務上必要な範囲で、法令等又は乙及び丙が定める所定の期間、加盟店情報及び本契約の終了に関する情報を保有し利用する。

第27条（カードに関する情報等の機密保持）

1. 甲は、本条第3項ただし書に該当するか否かに関わらず、本契約に基づいて知り得たカード

番号等（全桁か一部の桁かを問わない。以下、本条において同じ）その他のカード及び会員に付帯する情報（本条第3項に定める情報を含む）、並びに手数料率を含む乙、丙及びカード会社の営業上の機密を機密情報として管理し、他に漏洩、滅失、毀損（以下「漏洩等」という）したり、又は本契約に定める以外の目的で利用（以下「目的外利用」という）してはならないものとする。なお、甲と乙又は丙との情報連絡に用いる場合を除き、カード番号等を、甲の顧客管理のための識別番号として用い、又は顧客情報の抽出若しくは名寄せのために用いる行為は目的外利用にあたり、甲はこれを行ってはならないものとする。

2. 甲は本条第1項記載の情報が第三者に漏洩等、又は目的外利用されることがないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとする。
3. 甲は、売上票（加盟店控）を第10条（売上票等の作成、保管及び提出等）第8項に基づき破棄するまでの間一時的に保管することを除き、カード番号等、カード又は売上票等に記載された会員の氏名その他のカードに付帯する情報を、一切保有してはならないものとする。ただし、甲は、PCIDSS 及び実行計画に掲げられた措置を実施し、その他丙の指定する情報セキュリティ基準を充たしたときに限り、丙が指定する範囲内で、それらの情報の一部を保有することができるものとする。なお、前文に関わらず、丙は、技術の発展、社会環境の変化、実行計画の改定その他の事由により、甲が実施する措置が実行計画に掲げられた措置又は丙の指定する基準に該当しないおそれが生じたとき、その他カード番号等の漏洩等の防止のために特に必要があると丙が認めるときには、その必要に応じて、甲がそれらの情報を保有することを禁止し、又は甲が実施する措置の方法若しくは態様の変更を求めることができ、甲はこれに応じるものとする。
4. 前項に関わらず、甲は、カードに付帯する情報のうち、磁気ストライプのデータ、暗証番号、及びセキュリティコードを、一切保有してはならないものとする。
5. 甲は、第7条（業務の委託）第1項に基づき乙及び丙の事前の書面による承諾を得た場合、業務代行者に、本条第1項記載の情報を委託業務の遂行に必要な範囲内で開示することができるものとする。この場合、甲は、業務代行者が開示された情報を第三者に漏洩等、又は目的外利用することがないように、その他業務代行者が本契約に定める甲のすべての義務及び責任を遵守するように、業務代行者が情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理等に関する必要な一切の措置をとるよう十分に指導、監督するものとする。
6. 甲は、本条第1項記載の情報につき漏洩等若しくは目的外利用の事実が判明し、又はそれらのおそれがあることを認識した場合には、直ちに乙及び丙に連絡するものとし、乙又は丙から指示があった場合にはこれに従うものとする。
7. 乙及び丙は、甲から前項の連絡を受けた場合、又は甲に本条第1項記載の情報につき漏洩等若しくは目的外利用が発生したおそれがあると判断される合理的理由がある場合には、甲に対して、漏洩等又は目的外利用の事実の有無、状況に関する報告を求める等必要な調査を行うことができ、甲はこれに従うものとする。
8. 甲は、前2項の場合で、乙又は丙が求めたときは、甲の費用負担で、漏洩等又は目的外利用の有無、内容、発生期間、影響範囲（漏洩等又は目的外利用の対象となったカード番号等の特定を含む）その他の事実関係及び発生原因を、丙が別途指定する方法により、詳細に調査

- するものとする。なお、この調査にはデジタルフォレンジック調査（電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集又は解析等を内容とする調査）を含むものとする。また、丙が適当と認める第三者による調査を指定する場合があることを、甲はあらかじめ承諾するものとする。
9. 甲は、前項の調査の結果、漏洩等又は目的外利用の事実が認められた場合、又は当該事実が確認できなかったものの、そのおそれがある場合には、直ちに二次被害及び再発の防止のために必要且つ適切な内容の計画を策定し、乙及び丙の承認を得たうえで、実施するものとする。また、甲は、必要に応じて、乙及び丙の承認を得たうえで、漏洩等若しくは目的外利用の事実又はそれらのおそれ、及び二次被害防止のための対応について公表するものとする。なお、甲は、再発防止策の実施状況について、乙及び丙に報告するものとする。
10. 甲が前項の対応をとるか否かに関わらず、カード番号等につき漏洩等又は目的外利用の事実が認められた場合、又はそれらのおそれが高度に存在する場合には、乙、カード発行会社及び丙は、必要に応じて、甲の同意を得ることなく、自らその事実を公表し、又は漏洩等若しくは目的外利用のカード番号等の会員に対して通知することができるものとする。
11. 本条第6項の場合で、漏洩等又は目的外利用の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、甲は、直ちにカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じるものとする。
12. 甲の責に帰すべき事由により、乙、丙、カード会社、又は他の加盟店に漏洩等又は目的外利用による損害が発生した場合には、乙、丙、カード会社、及び他の加盟店は、漏洩等又は目的外利用を行った甲に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。
13. 甲がカード番号等を漏洩した場合、又は漏洩のおそれが認められる場合、以下の①②③の金額は、乙、丙又はカード会社の損害とみなすものとする。なお、乙、丙又はカード会社に発生する損害は、これらの金額に限られるわけではない。
- ① 漏洩したカード番号等又は漏洩のおそれが認められるカード番号等（以下「対象カード番号等」という）に係るカード（家族カード・子カード等を含む）の差替に掛かる費用の金額
 - ② 対象カード番号等を利用したカード取引（会員による正当なカード取引であることにつき疑義のない取引を除く）の金額
 - ③ 会員への対応のために要した人件費、コールセンター費用、通信費、印刷費等の金額
14. 前項を適用するに当たり、甲が保有するカード番号等の一部が漏洩した事実が認められる場合、又は漏洩した可能性が高いと客観的に認められる場合、甲が保有する残りのカード番号等について、漏洩のおそれがないことを甲が合理的に証明できない限り、当該カード番号等についても、漏洩したおそれがあるものとして取扱うものとする。
15. 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとする。

第28条（是正改善計画の策定と実施）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、乙又は丙は、甲に対し、期間を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、甲はこれに応じるものとする。なお、本条は、第32条（契約解除）に基づく乙又は丙による本契約の解除その他の権利行使を妨げるものではないものとする。

- (1) 甲が第7条（業務の委託）第3項若しくは第27条（カードに関する情報等の機密保持）第3項の義務を履行せず、又は業務代行者が第7条（業務の委託）第3項により課せられた義務に違反し、又はそれらのおそれがあるとき
 - (2) 甲又は業務代行者の保有するカード番号等につき、漏洩等のおそれがある場合であつて、第27条（カードに関する情報等の機密保持）第9項の義務を履行しないとき
 - (3) 甲が第9条（信用販売の方法）第6項に違反し、又はそのおそれがあるとき
 - (4) 甲が行った信用販売について不正利用が行われた場合であつて、第13条（カードの不正利用等）第4項又は第5項の義務を履行しないとき
 - (5) 前各号に定める場合のほか、甲の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法その他関連諸法令に基づき、又は、行政機関からの要請により、乙又は丙に対し、甲についてその是正改善を図るために必要な措置を講じることが求められるとき
 - (6) その他、乙又は丙が必要と認めたとき
2. 乙及び丙は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、甲が当該計画を策定若しくは実施せず、又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、甲と協議のうえ、是正及び改善のために必要且つ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む）を提示し、その実施を求めることができ、甲はこれに応じるものとする。

第29条（信用販売の停止等）

1. 甲が以下の事項に該当する場合、乙又は丙は本契約に基づく信用販売を一時的に停止すること（決済サービスの一部のみの一時停止を含む）を請求することができ、この請求があつた場合には、甲は、乙及び丙が再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとする。
 - (1) 乙又は丙が第27条（カードに関する情報等の機密保持）第1項の漏洩等又は目的外利用が発生した疑いがあると認めた場合
 - (2) 乙又は丙が、甲が第32条（契約解除）第1項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合
 - (3) その他、乙又は丙が必要と認めた場合
2. 以下の事項に該当する場合、甲は、本契約に基づく信用販売（決済サービスの一部のみの取扱いを含む）を行うことができない場合があることを承諾するものとする。
 - (1) 天災、停電、通信事業者の通信施設設備障害、コンピュータシステム又はネットワークシステムの障害異常、戦争等の不可抗力によりカードの取扱いが困難であると乙又は丙が判断した場合
 - (2) 信用販売を行うために必要な機器類（端末機を含む）、ソフトウェア及び通信回線（以下「機器類等」という）に瑕疵、欠陥があつた場合、機器類等が停止した場合、機器類等が甲に配布されなかった場合その他機器類等に関する何らかの支障等があつた場合
 - (3) コンピュータシステム又はネットワークシステムの保守等が必要であると乙又は丙が判断した場合

第30条（有効期間）

本契約の有効期間は令和5年4月1日から令和9年3月31日までとする。なお、本条若しくは次条による本契約の終了又は決済サービスの一部の取扱いの終了、又は、第32条（契約解除）の乙若しくは丙による本契約の解除、決済サービスの一部の取扱いの終了又は提携ブランドカードの取扱いの終了により、甲に損害（逸失利益、機会損失を含む）が生じた場合でも、乙、丙又はカード会社は一切の責を負わないものとする。

第31条（解約等）

1. 前条の規定に関わらず、甲、乙又は丙は、書面により3か月前までに相手方に対し予告することにより本契約を解約し、決済サービスの一部の取扱いを終了し、又は特定の提携ブランドカードに関する取扱いを終了できるものとする。
2. 前項の規定に関わらず、乙又は丙は、甲が直前1年間に信用販売の取扱いを行っていない場合は、予告することなく本契約を解約できるものとする。
3. 前条の規定に関わらず、丙と提携ブランドカード会社との間の提携ブランドカードの取扱いに関する契約が終了した場合には、甲による当該提携ブランドカードに関する取扱いが終了するものとする。

第32条（契約解除）

1. 前2条の規定に関わらず、甲（ただし、(17)にあっては、当該号に規定する者）が以下の事項に該当する場合、乙又は丙は甲に対し催告することなく直ちに本契約の全部若しくは一部を解除し、決済サービスの一部の取扱いを終了し、又は本契約に付随する特約又は覚書の全部若しくは一部の取扱いを終了させることができるものとする。また、甲が本契約に違反し、若しくは、以下の各号に該当し、又は本契約に起因若しくは関連して、乙、丙又はカード会社に損害を生じさせた場合、乙又は丙が本契約を解除するか否かを問わず、甲は、乙、丙及びカード会社に生じた損害を賠償するものとする。
 - (1) 加盟及び決済サービスの追加に際し乙及び丙に提出した書面、並びに、第5条（届出事項の変更）第1項記載の届出事項に虚偽の申請があったとき
 - (2) 他の者の債権を取得して、又は他の者に代わって乙に立替払請求をしたとき
 - (3) 第11条（加盟店の義務、禁止行為等）の規定に違反したとき
 - (4) 第20条（立替払契約の取消し又は解除等）の規定に応じなかったとき
 - (5) 第27条（カードに関する情報等の機密保持）の規定に違反したとき
 - (6) 前5号のほか本契約に違反し、乙又は丙が相当の期間を定めて催告したにも関わらず、当該期間内に違反状態が解消しなかったとき、又は甲が本契約違反を2回以上行ったとき
 - (7) 本契約に付随する特約又は覚書の規定に違反したとき
 - (8) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、及びその他支払停止となったとき
 - (9) 差押、仮差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、又はこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
 - (10) 前2号のほか甲の信用状態に重大な変化が生じたと乙又は丙が判断したとき
 - (11) 他のクレジットカード会社との取引に関わる場合も含めて、信用販売制度又は通信販売

制度を不正に利用していると乙又は丙が判断したとき

(12) 甲が届け出た店舗所在地に店舗が実在しないとき

(13) 甲の営業又は業態が公序良俗に違反すると乙又は丙が判断したとき

(14) 行政機関から行政処分を受けたとき

(15) 架空売上債権の立替払請求、その他甲が不正な行為を行ったと乙又は丙が判断したとき

(16) 甲、乙、丙若しくはカード会社と会員との間に紛議が発生するおそれ、不正利用が発生するおそれ、又は乙若しくは丙の信用が毀損されるおそれがあると、乙又は丙が判断する取引であって、乙又は丙が本契約締結時又は締結後に指定した取引、並びに乙又は丙が指定していない場合であっても、それらのおそれがあると客観的・一般的に認められる取引をしたと乙又は丙が判断したとき

(17) 甲等、甲等の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が以下のいずれかに該当するとき

① 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める罪を犯した者、又は同法に定める犯罪収益等を収受したことがあり、若しくは当該収益等を用いて事業活動を行うもの

② 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に定める罪を犯した者、又は同法に定める麻薬犯罪収益等を収受したことがあり、若しくは当該収益等を用いて事業活動を行うもの

(18) その他加盟店として不適当と乙又は丙が判断したとき

2. 甲が前項各号のいずれかに該当した場合、又は該当する疑いがあると乙又は丙が認めた場合、乙は前項に基づき契約を解除するか否かに関わらず、立替払金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとする。なお、この場合には、乙は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

3. 提携ブランドカード会社が、甲につき、提携ブランドカードを取扱う加盟店として不適当と判断した場合は、乙又は丙は甲に対し催告することなく直ちに本契約のうち当該提携ブランドカードの取扱いに係る契約を解除できるものとし、且つ、その場合乙、丙及びカード会社に生じた損害を甲が賠償するものとする。なお、本項の解除事由に該当した場合又は該当する疑いがあると乙又は丙が認めた場合は、当該提携ブランドカードの取扱いによって発生した立替払金について、前項の規定を準用する。

第33条（契約終了後の処理）

1. 本契約が終了した場合、甲はその後会員に対して信用販売を行う等、一切の本契約に基づく取扱いをしてはならないものとする。

2. 第25条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）、第30条（有効期間）又は第31条（解約等）により本契約が終了した場合、契約終了日までに行われた信用販売は有効に存続するものとし、甲、乙及び丙は、当該信用販売を本契約に従い取扱うものとする。ただし、甲と乙と丙が別途合意をした場合にはこの限りではない。

3. 乙は、前条により本契約を解除した場合、甲と既に立替払契約が成立している売上債権について、立替払契約を解除するか、甲に対する立替払金の支払いを保留することができるもの

とする。

4. 甲は、本契約が終了した場合、直ちに甲の負担においてすべての加盟店標識をとりはずし、広告媒体からカード取扱いに関するすべての記述、表記等を取りやめるとともに、売上集計表、売上票等乙及び丙が甲に交付した取扱関係書類及び印刷物（販売用具）を速やかに乙に返却するものとする。なお、甲が端末機を設置している場合には、端末使用規約及び端末設置会社の指示に従うものとする。
5. 決済サービスの一部の取扱いが終了した場合は、前4項を準用するものとする。

第34条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 甲、乙及び丙は、各々、自己及びその代表者、自己の親会社・子会社等の関係会社、並びにこれらの役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、現在、以下のいずれにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを表明し、確約するものとする。
 - (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
 - (2) 暴力団員（暴力団の構成員）及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者）
 - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業）
 - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
 - (6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
 - (7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）
 - (8) テロリスト等（国際連合安全保障理事会決議に基づき指定された国際テロリスト、並びに公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律に定める公衆等脅迫目的の犯罪行為その他テロリズムの行為を行い、若しくは当該行為を行うことを目的とした活動を行い、又は、かかる行為若しくは活動について、教唆、幫助、資金提供その他の方法で直接若しくは間接に関与する者）
 - (9) 以下のいずれかに該当する者
 - ① 暴力団員等（(1)から(8)のいずれかに該当する者をいう。以下同じ）が、経営を支配していると認められる関係を有する者
 - ② 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
 - ⑤ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - ⑥ その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、又は暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者
- (10) (1)から(9)に準ずる者
2. 甲、乙及び丙は、自己及びその代表者、自己の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員又は従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙他の当事者の信用を毀損し、又は他の当事者の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 甲が本条第1項若しくは第2項の規定に違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあると乙又は丙が認めた場合、乙又は丙は、直ちに本契約を解除できるものとし、且つ、その場合乙、丙及びカード会社に生じた損害を甲が賠償するものとする。この場合、前条第3項の規定を準用するものとする。
4. 乙が本条第1項若しくは第2項の規定に違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあると甲又は丙が認めた場合、甲又は丙は、直ちに本契約を解除できるものとし、且つ、その場合の甲及び丙に生じた損害を乙が賠償するものとする。また、丙が本条第1項若しくは第2項の規定に違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあると甲又は乙が認めた場合、甲又は乙は、直ちに本契約を解除できるものとし、且つ、その場合の甲及び乙に生じた損害を丙が賠償するものとする。
5. 甲等が本条第1項若しくは第2項の規定に違反していることが判明した場合、又はその疑いがあると乙又は丙が認めた場合には、乙は第3項に基づき契約を解除するか否かに関わらず、立替払金の全部又は一部の支払いを保留することができるものとする。なお、この場合には、乙は遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。
6. 乙又は丙は、甲が本条第1項又は第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく取引を一時的に停止することができるものとする。この場合には、甲は、乙及び丙が再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとする。

第35条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項については、乙及び丙所定の加盟店規約が適用されるものとし、同規約にも定めのない事項については乙及び丙が別に定めるお取扱いガイドその他の取扱要領等（乙及び丙がホームページに公表する内容を含む）に従うものとする。取扱要領等にも定めのない事項については、その都度甲乙丙協議のうえこれを定めるものとする。

第36条（準拠法）

甲と乙と丙の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とする。

第37条（合意管轄裁判所）

1. 甲と乙との間で訴訟の必要が生じた場合には、乙の本社の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。
2. 甲と丙との間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第38条（本契約の変更等）

1. 本契約は甲乙丙協議のうえ、変更できるものとする。
2. 前項の規定に関わらず、甲は、第22条（情報の収集及び利用等）第2項及び第3項、第23条（加盟店信用情報機関の利用及び登録）第1項及び第2項、第24条（加盟店情報の開示、訂正、削除）第1項、並びに本契約末尾の＜提携ブランドカード＞記載のホームページに記載された提携会社、共同利用会社、加盟店信用情報機関の追加、変更については、当該ホームページに別途記載がある場合を除き、記載の追加、変更と同時にその効力が生ずることをあらかじめ承諾するものとする。
3. 乙及び丙が甲に通知のうえ、甲によって丙所定の手続きがなされることにより、乙及び丙は、本契約に基づき甲が取扱うことができる取引に新たな決済サービスを追加することができるものとする。

<信用販売の方法>

カードの種類	・クレジットカード ・デビットカード ・プリペイドカード	端末機が使用できない場合	・非接触決済カード ・提携ブランド非接触決済カード
	端末機を使用すること。 ※売上データを送信できない端末機を使用する場合における売上票等の作成及び送付は端末機が使用できない場合に準じる。	インプリンターを使用すること。 ※エンボスレスカード（デビットカード、プリペイドカード含む）は取り扱いえないものとする。	非接触決済端末機を使用すること。
(1) カードの有効性確認	カードの真偽及び有効期限を経過していないことを確認すること。 カード券面のカード番号、カード名義人名と端末機が作成した売上票のカード番号、会員氏名が同一であることを確認すること。	カードの真偽及び有効期限を経過していないことを確認すること。 カードの無効通知との照合により、カードの有効性を確認すること。	カードの真偽を確認すること。カードから認識される情報と、乙及び丙から提供される情報（カード発行会社、カード番号等を含む）が整合していることを確認すること。 非接触決済端末機により、カードの無効通知を日次で更新すること。
(2) オーソリゼーション申請	乙及び丙が承諾した方法によって、カードの有効性確認、オーソリゼーション申請による丙の承認取得、売上データの作成を行うこと。	全ての信用販売についてオーソリゼーション申請を行い、丙の承認を得ること。	全ての非接触決済について非接触決済端末機を使用し、乙及び丙が承諾した方法によってリーダライタ等に会員にカードをかざさせ、カードの有効性確認、オーソリゼーション申請による丙の承認取得、売上データの作成を行うこと。 なお、乙、丙、又はカード発行会社が別途定める条件に該当し、非接触決済端末機によるオーソリゼーション申請が行われない場合は、オーソリゼーション申請は不要とする。
(3) 売上票等の作成		売上票にカード記載のカード番号、会員氏名、有効期限をインプリンターにより転写し、加盟店番号（オーソリゼーション申請を行った加盟店番号と同一のものに限る）、オーソリゼーション申請により取得した承認番号、加盟店名、売場名、担当者名、支払区分、売上日付、金額、品名、型式、数量等を記入すること。	

(4) 署名又は暗証番号の入力	全ての信用販売について、以下のいずれかの方法で確認を行うこと。 ・原則として、会員に暗証暗号の入力を求め、正しい暗証番号が入力されたことを端末機によって確認すること。 ・暗証番号の入力による確認ができない場合は、売上票に会員の署名を求め、カード記載の署名と一致しているか、確認すること。	その場で売上票に会員の署名を求め、カード記載の署名と一致しているか、確認すること。	・乙、丙又はカード発行会社が別途定める条件に該当した場合は、非接触決済端末機により会員に暗証番号の入力を求め、正しい暗証番号が入力されたことを確認すること。 ・乙、丙又はカード発行会社が別途定める条件に該当した場合は、売上票に会員の署名を求めること。また、署名がカード（携帯電話その他の媒体を除く）記載の署名と一致しているか、確認すること。
(5) 売上票（会員控）の作成・交付	売上票（会員控）を作成し、会員に交付すること。	売上票（会員控）を作成し、会員に交付すること。	売上票（会員控）を作成し、会員に交付すること。
(6) 端末機の日計処理/売上票等の乙への送付等	信用販売を行った日のうちに、端末機の日計処理を行い、売上データを乙に送信すること、及び第10条第4項に基づき、売上票を伝票保管センターに送付すること。	第10条第4項に基づき売上票を乙に送付すること。	信用販売を行った日のうちに、端末機の日計処理を行い、売上データを乙に送信すること。

<信用販売の取消方法>

カードの種類	・クレジットカード ・デビットカード ・プリペイドカード	端末機が使用できない場合	・非接触決済カード ・提携ブランド非接触決済カード
	端末機を使用すること。 ※売上データを送信できない端末機を使用する場合における取消用の売上票等の作成及び送付は端末機が使用できない場合に準じる。	インプリンターを使用すること。 ※エンボスレスカード（デビットカード、プリペイドカード含む）は取り扱いえないものとする。	非接触決済端末機を使用すること。 ①信用販売の取消しを行おうとする日が、当該信用販売を行った日であること、及び②会員が信用販売を行ったカード取扱店舗に在店していることが必要となり、これらのいずれかを満たさない場合には、速やかに端末操作マニュアル等に従い、乙の指示する手続きを行うものとする。
(1) オーソリゼーション申請の取消し	乙及び丙が承諾した方法によって、端末機を使用して、オーソリゼーション申請の取消しにかかる丙の承認を取得したうえで、取消用の売上データの作成を行うこと。	信用販売についてオーソリゼーション申請の取消しを行い、その取消しにかかる丙の承認を得ること。	乙及び丙が承諾した方法によって、非接触決済端末機を使用して、オーソリゼーション申請の取消しにかかる丙の承認を取得したうえで、取消用の売上データの作成を行うこと。
(2) 取消用の売上票等の作成		取消用の売上票にカード記載の会員番号、会員氏名、有効期限をインプリンターにより転写し、加盟店番号（信用販売にかかるオーソリゼーション申請を行った加盟店番号と同一のものに限る）、オーソリゼーション申請により取得した承認番号、加盟店名、売場名、担当者名、支払区分、売上日付、金額、品名、型式、数量等を記入すること。	
(3) 取消用の売上票等の送付等	信用販売の取消しを行った日のうちに、端末機によって日計処理を行い、第10条第5項に準じて、取消用の売上データを乙に送信すること、及び同条第4項に準じて、取消用の売上票を伝票保管センターに送付すること。	第10条第4項に準じて取消用の売上票を乙に送付すること。	信用販売の取消しを行った日のうちに、非接触決済端末機によって日計処理を行い、第10条第5項に準じて取消用の売上データを乙に送信すること。

<提携ブランドカード>

提携ブランドカード会社	提携ブランドカード	提携ブランド非接触決済カード
◆アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド（日本支社） https://www.americanexpress.com/japan/	アメリカン・エクスプレスカード	アメリカン・エクスプレス・コンタクトレス
◆三井住友トラストクラブ株式会社 www.diners.co.jp	ダイナースクラブカード	—

<共同利用会社>

○株式会社ジェイエムエス

〒169-0072 東京都新宿区大久保 3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー

利用目的：加盟店業務の代行サービス等の提供

○株式会社日本カードネットワーク

〒169-0072 東京都新宿区大久保 3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー

利用目的：端末、接続サービス等加盟店業務支援サービス等の提供

○株式会社ジェーシービー・サービス

〒107-0062 東京都港区南青山 5-1-20 青山ライズフォート

利用目的：保険サービス、加盟店向け DM サービス等の提供

<加盟信用情報機関>

本契約に定める加盟信用情報機関は以下のとおりとする。

	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）	日本クレジットカード協会 加盟店信用情報センター
住所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小綱町14-1 住生日本橋小綱町ビル 6F	〒105-0004 東京都港区新橋2-12-17 新橋I-Nビル 1F
電話番号	03-5643-0011	03-6738-6626
共同利用の 管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター	日本クレジットカード協会
URL	https://www.j-credit.or.jp/	http://www.jcca-office.gr.jp/
共同利用の 目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」という。）における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報及び当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報やそのおそれのある行為に関する情報を、乙がJDMセンターに登録すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、加盟店のセキュリティ対策を強化することにより、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。	当センターが保有する加盟店情報は、日本クレジットカード協会の会員が行う不正取引の排除・消費者保護のための加盟店入会審査、加盟店契約締結後の管理、その他加盟店契約継続の判断の場合並びに加盟店情報正確性維持のための開示・訂正・利用停止等の目的に限り利用されます。ただし、以下の場合はこの限りではありません。 1. 法令に基づく場合 2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。
共同利用される情報	① 包括信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために ② 包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情発生防止及び処理のために講じた措置の事実及び事由 ③ 包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由 ④ 利用者等の保護に欠ける行為に該当した又は該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報 ⑤ 利用者等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報及び当該行為と疑われる情報並びに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報 ⑥ 行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報 ⑦ 包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店によるクレジットカード情報漏えい等の事故が発生又は発生したおそれが認められた場合に原因究明や再発防止措置等を講	・ 乙及び丙に届け出た加盟店の代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報 ・ 加盟店名称、所在地、電話番号、業種、取引情報等の加盟店取引情報 ・ 加盟会員が加盟店情報を利用した日付

	⑧ じるために必要な調査の事実及び事由 包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店におけるクレジットカードの不正利用の発生状況等により、当該加盟店による不正利用の防止に支障が生じ又は支障が生ずるおそれがあると認められた場合に、不正利用の内容や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実及び事由 ⑨ 包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店がクレジットカード番号等の適切な管理の為に必要な法令が求める基準に適合していないことに関する情報 ⑩ 上記⑦から⑧に関して、当該加盟店に対して法令が求める基準に適合する、あるいは再発防止対策を求める等の措置を講じた事実と事由 ⑪ 上記②及び⑩の措置の指導に対して、当該加盟店が従わない若しくは法令が求める基準に適合することが見込まれないことを理由にクレジットカード番号等取扱契約を解除した事実及び事由 ⑫ 上記の他利用者等の保護に欠ける行為及びクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報 ⑬ 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、法人番号、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記⑤の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。 ⑭ 加盟店の代表者が、他の経営参加する販売店等について、加盟信用情報機関に前号に係る情報が登録されている場合は当該情報	
登録される期間	上記の情報は、登録日又は必要な措置の完了日（講ずるべき必要な措置が複数ある場合は全ての措置が完了した日）、契約の解除日から5年を超えない期間登録されます。	当センターに登録されてから5年を超えない期間
共同利用者の範囲	協会会員であり、且つ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター（JDM会員名は、上記ホームページよりご確認ください。）	日本クレジットカード協会の会員（当センターを利用している企業名は上記ホームページよりご確認ください。）

<締切日・支払日>

支払区分		取扱期間	締切日	支払日
ショッピング1回払い・ ショッピングリボ払い・ ショッピング分割払い		1日～当月15日	当月15日	当月末日
		16日～当月末日	当月末日	翌月15日
ショッピング2回払い		前月16日～当月15日	当月15日	翌月末日
ボーナス1回払い (ボーナス1回繰上払い)	夏期	12月16日～6月15日	毎月15日	翌月15日
	冬期	7月16日～11月15日	毎月15日	翌月15日

※売上集計表・売上票等は、締切日到着分をもって締め切るものとする。

※支払日の15日・末日が金融機関休業日の場合には、15日は翌営業日・末日は前営業日を支払日とする。

<手数料率>

手数料率
●. ●●●%

本契約を証するためこの証書3通を作成し、甲乙丙記名捺印の上各々1通を保有する。

令和4年 月 日

広島市安佐南区八木五丁目35-2

甲： 一般社団法人安佐医師会
会長 辻 勝三

乙：

丙： 東京都新宿区大久保3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー
株式会社ジェーシービー

<別表>

甲に属するカード取扱施設名	加盟店番号
一般社団法人安佐医師会 安佐医師会病院	